

ホワイトカラー犯罪をめぐる犯罪学理論の考察

——企業にとって効果的なコンプライアンス体制を採求する作業の一環として——

川 崎 友 巳

- 一 はじめに
- 二 社会構造や社会過程に着目した理論化の試み
- 三 行為者の意思決定に着目した理論化の試み
- 四 組織の構造や文化に着目した理論化の試み
- 五 多元的要因に着目した統合的理論化の試み
- 六 結びに代えて——効果的なコンプライアンス体制の内実への示唆を求めて——

一 はじめに

企業経営にとってコンプライアンスの視点の重要性が指摘されるようになって久しい。それにもかかわらず、企業犯罪や企業不祥事は後を絶たない。むしろ、企業犯罪や企業不祥事の予防につながるはずの「コンプライアンス」と

いうキーワードは、そうした犯罪や不祥事の発覚後に、再発防止に向けた取組みの柱の一つとして掲げられることが多い。では、そうした犯罪や不祥事を引き起こした企業では、コンプライアンス経営は軽視されていたのかというと、必ずしも、そうとは限らない。もちろん、中には、コンプライアンスの視点を踏まえた経営が軽んじられていたり、無視されていたりするケースも見受けられるが、その一方で、事件の発覚まで、社内が一丸となってコンプライアンスの実践に取り組み、「コンプライアンス経営の旗振役」としての評価を受けていた企業において、深刻な企業犯罪や企業不祥事が発生する例も見られる。このため、近年では、はたしてコンプライアンス体制の構築が、企業犯罪や企業不祥事の予防につながるのか、その効果に対して疑問の声もあがっている。

しかし、コンプライアンスに取り組んでいた企業でも、しばしば企業犯罪や企業不祥事が起こっているという事実を、コンプライアンス体制の構築が企業犯罪や企業不祥事の予防に無力であるという帰結に直結させるのは、いささか早計であろう。そうした結論を導き出す前に、企業犯罪や企業不祥事の予防にとって効果的なコンプライアンス体制の内容を問い直すことも考えられるのではないだろうか。というのも、日本の企業におけるコンプライアンス体制の構築は、一九九〇年代の後半以降、アメリカ合衆国で発展を遂げていたコンプライアンス体制をモデルにする形で始まったが、実は、そのアメリカ合衆国のコンプライアンス体制（コンプライアンス・プログラム）の内容も、企業犯罪や企業不祥事を防止するために、どのような内容が必要なのかが多角的に議論された結果として導き出されたわけではないからである。現在のアメリカ合衆国において企業が導入しているコンプライアンス・プログラムは、一九九一年に導入された「組織体に対する連邦量刑ガイドライン」において定められた内容が基になっている。しかし、そこで定められた内容は、すべて実施していれば、企業犯罪や企業不祥事を防止できるという確証の下で定めら

れたものというよりは、罰金刑の軽減という法的効果を付与するのに最低限要求される条件として抽出されたものという色彩が強かった。したがって、これまで、組織体に対する連邦量刑ガイドラインは、コンプライアンス・プログラムの基準として位置づけられてきたが、同ガイドラインに基づくコンプライアンス・プログラムの実践が、企業犯罪や企業不祥事の防止にとって、実際にどれだけ効果を有するかは、別途検討が必要とされるのである。やはり、日本でコンプライアンスの視点が企業活動において根付いてきた今だからこそ、改めて企業犯罪や企業不祥事の防止にとって効果的なコンプライアンス体制の内容を問い直す作業が必要と思われる。

そうした作業の一環として有効と思われるのが、アメリカ合衆国を中心に、企業犯罪の原因や実態について実証面や理論面から説明を試みる犯罪学における研究の成果である。犯罪学では、企業犯罪を初めとしたホワイトカラー犯罪の理論的な説明の試みが多角的に展開され、多くの成果が積み重ねられてきた。そうした犯罪学の成果からは、企業犯罪や企業不祥事の防止のためのコンプライアンス体制を再考するに当たって、有意義な知見が少なからず見出せよう。そうした犯罪学におけるホワイトカラー犯罪の理論化の試みは、大きく、①社会構造や社会過程に着目したもの、②行為者の意思決定に着目したもの、③企業組織の構造や文化に着目したもの、④多元的要因に着目し、それらを統合したものに分けることができる。そこで、本稿では、これら四つの犯罪学におけるホワイトカラー犯罪の理論化の試みについて考察し、効果的なコンプライアンス体制の構築にとって必要な示唆を探りたい。

二 社会構造や社会過程に着目した理論化の試み

E・H・サザランドが、フィラデルフィアで行われたアメリカ社会学会年次大会での会長就任講演で、最初に「ホワイトカラー犯罪」の概念を提唱したのは、一九三九年のことであつた。⁽¹⁾ それ以後、今日までの約八〇年の間に、犯罪学では、ホワイトカラー犯罪の理論化がさまざまな観点から試みられてきた。そうした試みを考察するに当たっては、二〇世紀のアメリカ犯罪学の主流であり、現代犯罪学の視点の基礎をつくつた社会過程アプローチや社会構造アプローチの動向を確認することから出発すべきであろう。

一 分化的接触理論

(1) 分化的接触理論 過去八〇年にわたるホワイトカラー犯罪の理論化の試みの中で、最初に記しておかなければならないのが、「ホワイトカラー犯罪」という概念の生みの親でもあるE・H・サザランドが提唱した分化的接触理論 (differential association theory) である。サザランドは、『犯罪学の原理 (第三版)⁽²⁾』において、あらゆる犯罪を説明できる一般理論として、「犯罪行動は、親密な私的集団の中で、特殊な技術、動機、合理化の思考、態度、法律違反を肯定する定義などが学習された結果として生じる」という分化的接触理論を体系化して提唱したが、その理論の対象に、ホワイトカラー犯罪も含まれると説いたのである。⁽³⁾

(2) 分化的接触理論のホワイトカラー犯罪への適用 サザランドの著書『ホワイトカラー犯罪⁽⁴⁾』(一九四九年)に

において、ホワイトカラー犯罪は、「他の犯罪と同様に、犯罪行為を否定的に規定する者と距離を置き、犯罪行為を好意的に規定する者と関わりをもつ中で学習される。そして、適した状況にある者は、法違反に対する好意的な規定が否定的な規定を上回れば、それだけで、犯罪を実行する」⁽⁵⁾と説かれた。つまり、少年が、ギャングに加わることで犯罪という方法により自らの欲求を満たすことを学習するように、違法な手段で利益を上げている企業で働くことになつた新人社員も、その企業の価値観や利益の上げ方を学ぶことで、自らも犯罪に手を染めていくと考えられたのである。⁽⁶⁾

サザランドは、ホワイトカラー犯罪が、「貧困でもなければ、スラムや劣悪な家庭環境で育つたわけでもなく、ましてや低知能でも、サイコパスでもない」⁽⁷⁾者によって行われていることを指摘することで、犯罪を、貧困、貧困と関連した精神病質、または社会病質的要因の所産と考へてきた、それまでの犯罪学の限界を示すとともに、犯罪が、親密な社会集団の中で学習されるとする分化的接触理論の妥当性を明らかにしようと考えたのである。このように、これまで街頭犯罪などの伝統的な犯罪に限定されていた犯罪学の対象を、ホワイトカラー犯罪にまで広げることで、犯罪学のあり方を根幹から変えたサザランドの功績は大きいと言えよう。⁽⁸⁾

(3) 分化的接触理論に対する評価　犯罪が伝搬するメカニズムをそのプロセスに焦点を当て理論化した分化的接触理論の犯罪学に与えたインパクトは大きく、その後も、理論的な補強や修正を加えながら、多数の支持を集めてきた。⁽⁹⁾しかし、その一方で、分化的接触理論によるホワイトカラー犯罪の説明は、以下のような批判にもさらされてきた。①あらゆる法違反が、学習によって習得されると考へるのには疑問が残る。⁽¹⁰⁾②法違反を好意的に規定する者や集団と接触した個人が、実際に犯罪を行うかどうかに影響を及ぼす個人的な資質の差違が考慮されていない。⁽¹¹⁾③ホワイ

トカラー犯罪に影響を及ぼしているはずの社会構造的な要因（資本主義、利益率、ビジネス・サイクルなど）が軽視されている。⁽¹²⁾ ④犯罪が、集団の中で、または、集団同士の間で学習され、伝搬することを認めるとしても、元となる集団が犯罪を行うようになった原因の説明は、別途必要になるので、分化的接触だけで、ホワイトカラー犯罪を説明することはできない。⁽¹³⁾

このように、ホワイトカラー犯罪の存在が広く認識されるようになる一方で、その理論的な説明として提唱された分化的接触理論の問題点が明らかになったことから、犯罪学において、これに取って代わる理論の探究が繰り広げられることになった。

二 緊張理論

(1) 緊張理論 主として、下層階級によって行われる街頭犯罪の説明を目的に構築された緊張理論を、ホワイトカラー犯罪に当てはめる試みも提唱されている。その提唱者であるR・マートンによれば、⁽¹⁴⁾ 緊張理論とは、経済的成功や社会的地位の確保といった万人にとって共通の目標（文化的目標）を、適法な手段で達成できない状況（アノミー状況）におかれた者が、緊張状態に陥り、その緊張から逃れるために、犯罪を含む違法な手段を用いても目標を達成しようとするものと解するものである。こうした緊張理論は、遵法意識の低下した社会構造に犯罪の要因を求めるところから、社会構造論とも呼ばれる。

マートンは、アノミー状況におかれた者の対処方法（適応形態）を、①目標を、制度的手段により達成する同調、②目標を合法的手段によらずに達成する革新、③目標を断念し、適法な手段を守り続ける儀礼主義、④目標を断念し、

適法な手段も放棄する逃避、⑤目標を新たなものに変更する反抗の五つに整理し、このうち②革新の形態で適応した者が犯罪を起こすと説いた(加えて、④逃避の形態で適応した者が薬物犯罪を、⑤反抗の形態で適応した者が政治犯罪を起こすとも説いた。⁽¹⁵⁾)

(2) 緊張理論のホワイトカラー犯罪への適用 このようにマートンは、緊張理論によって街頭犯罪の多くが下層階級に属する者によって実行されている事実を説明しようとしたが、R・アグニューらは、この理論のホワイトカラー犯罪への適用を試みた。⁽¹⁶⁾ アグニューらは、特定の緊張状態に、特定の犯罪と強い相関関係が認められる傾向にあることを指摘した上で、そうした傾向がホワイトカラー犯罪にも当てはまると説いた。⁽¹⁷⁾ そして、その具体例として、①経済的目標の妨害、②金銭、財産、サービスの現実の喪失もしくはそのおそれ、または経済的な問題に関する否定的な誘引の現実の存在もしくはそのおそれ、③社会的地位の妨害、および④労働上のストレスをあげた。また、これらの緊張には、主観的なものと客観的なものが存在するが、前者が、より強く犯罪と結びつく指摘した。加えて、緊張には、本人が実際に経験したものでなく、親しい者が経験したものの、さらには予測されるものも含まれるとした。ただし、こうした緊張を解消するために、誰もが、ホワイトカラー犯罪を実行するわけではない。そこで、アグニューらは、緊張状態がホワイトカラー犯罪へと結びつく可能性を高める環境要因に話題を転じ、⁽¹⁸⁾ ①従来行われてきた適法な手段で緊張を解消するための技術と資源が欠如していること(慣習的な対処技術および資源の欠如)、②家族、友人または公的機関などからの精神的・物理的支援が不足していること(慣習的な社会支援の不足)、③犯罪を実行することが可能な機会におかれていること(機会)、④犯罪を実行することが可能な機会に、実際に犯罪を実行するために必要な技術や資源を有していること(犯罪のな対処技術および資源)、⑤家族、コミュニティ、仕事など、犯罪を実行する

ことで、失う危険性があり、犯罪を抑制する方向で作用する社会統制（絆）が欠如していること（社会統制の欠如）、⑥ 予測されている犯罪のコストが小さく、ベネフィットが大きいこと（小さな予測コストと大きな予測ベネフィット）、⑦ 他のホワイトカラー犯罪者と交流があったり、ホワイトカラー犯罪に好意的な信念を有していたりすること（他の犯罪者との交流・ホワイトカラー犯罪に肯定的な信念）などの環境要因が、適法な手段では緊張を解消することが難しい者を犯罪へと誘うと説いた。

(3) 緊張理論の評価 緊張理論を用いてホワイトカラー犯罪を説明する試みについては、従来、同じ緊張状態に陥った者の中で、犯罪を実行する者とならない者が存在することを説明できていないとの批判が加えられてきた。⁽¹⁹⁾ アグニューは、環境要因を考慮することで、こうした批判に応えようとしたが、それでも、なお、そうした環境要因を、所与の前提として受け入れており、そうした社会構造的な要因に対するマクロレベルの理論化が不足しているとの批判が⁽²⁰⁾当てはまることになる。また、そうした環境要因の比重が大きくなるのであれば、緊張理論は、理論の根幹から再考を迫られることにもなる。

三 行為者の意思決定に着目した理論化の試み

伝統的な犯罪社会学が、犯罪者の意思や心理に影響を及ぼした環境要因に着目するのに対して、犯罪を実行する行為者の意思決定に着目するアプローチからも、ホワイトカラー犯罪の理論化が試みられてきた。その中には、古くは、サザランドの分化的接触理論の理論的後継者であるD・クレッシーによる不正のトライアングル仮説から、合理的選

扱理論、機會理論、セルフコントロール理論など、今日の犯罪学において有力な理論まで含まれる。

一 不正のトライアングル仮説

(1) 横領犯での分化的接觸理論の検証 サザランドが提唱したホワイトカラー犯罪に異なる観点から着目し、その要因について新たな仮説を提示したのが、D・R・クレッシーであった。クレッシーは、横領罪で有罪となり拘禁刑を言い渡された約二〇〇人の受刑者に聞き取り調査を行い、その成果を『他の人々の金銭―横領の社会心理学研究』(一九五三年)にまとめた。その中で、クレッシーは、横領犯らは、横領の方法や正当化の方法について教えてくれる者との関係の促進を必要としていなかったとして、分化的接觸理論による説明が当てはまらないことを指摘した。

(2) 不正のトライアングル仮説の概要 一般理論としての分化的接觸理論の支持者でありながら、横領犯については、その適用を否定したクレッシーは、良識のあるはずの者たちが、他人の金銭に手をつける要因として、①他人に打ち明けられない金銭的な問題、②機會の認識、③正当化の三つをあげ、これら三つの要因(不正のトライアングル)がそろうときに、背信者による横領が行われると論じた⁽²³⁾。このうち①他人に打ち明けられない金銭問題とは、一定の高い社会的地位にあるために、ギャンブル、飲酒または女性問題で抱えた借金などについて、他人に打ち明けられず、助けを求められない状況であり、②機會の認識とは、そうした問題を、自らの信用によって委託されている金銭を着服することで解決でき、その機會が現実存在することを認識していることであり、③正当化とは、問題解決に、他人の金銭を着服する機會を利用するにあたって、自らの誠実さや倫理観を克服するために、「借りただけで、すぐに返す」といった正当化を行うことを意味する⁽²⁴⁾とした。

(3) 不正のトライアングル仮説に対する評価 クレッシーの研究は、ホワイトカラー犯罪者の中でも、組織内で上位にない者に焦点を当てることで、ホワイトカラー犯罪を考察するための視野を広げた点、および、分化的接触理論が当てはまらない事例をいち早く提示し、その限界を指摘した点で、ホワイトカラー犯罪の古典的研究の一つとして高い評価を受けている。また、横領の発生メカニズムの説明として、今日でも、多くの論者が支持する「正当化」の視点を持ち込んだ意義は大きい。⁽²⁵⁾しかし、その一方で、研究対象が限定されており、不正のトライアングルの仮説は、横領犯以外にも適用するための一般化が難しいだけでなく、横領犯の中でも、組織的に行われたケースには当てはまらないなど、その適用の限界も指摘されている。⁽²⁶⁾

二 合理的選択理論

(1) 合理的選択理論の概要 ホワイトカラー犯罪の理論構築の試みの中で、近年有力化しているのが、「古くて新しい理論」である合理的選択理論 (Rational choice theory) である。合理的選択理論は、犯罪者は、犯罪を実行した場合の利益が、不利益を上回るときに、合理的な選択として犯罪を執行すると解する理論で、そのルーツは、C・ベックリアアやJ・ベンサムの古典派犯罪学にまで遡ることができる。⁽²⁷⁾従来、経済学や政治学をフィールドとする論者を中心に、合理的選択理論に基づき犯罪現象を説明する試みは散見されたが、最近では、刑罰の一般予防効果を重視する見解や犯罪予防論を重視する見解の有力化を受けて、犯罪学を主なフィールドとする論者の中からも、合理的選択理論の支持が広がりつつある。

(2) ホワイトカラー犯罪への合理的選択理論の適用 たとえば、R・パターノスターとS・シンブソンは、論文

「企業犯罪の合理的選択理論」(一九九三年)の中で、ホワイトカラー犯罪者は、次の九つの点を考慮し、犯罪を實行すべきかどうかを合理的に判断していると説いた。⁽³⁰⁾ ①公式の制裁(刑罰、行政制裁、企業内での懲戒など)。②非公式の制裁(地位、役職、キャリアの喪失など)。③自尊心の喪失(人格者としての評価の失墜など)。④ルールを遵守することによる損失(利益の減少や市場競争での劣勢など)。⑤ルールを遵守しないことによる利益(利益の増加や市場競争での優勢など)。⑥倫理的な抑制(行政機関が示した各種基準などの違反に対する歯止め)。⑦正当性や公正性の意図(訴訟手続の適正性や規則の一貫性)。⑧犯罪の性質(企業文化との関連性や環境条件)。⑨行為者が行つた過去の犯罪。したがって、両者の見解によれば、公式および非公式の制裁が軽く、自尊心を喪失する経験が乏しく、ルールが公正でないため遵守するに値しないと見なしており、法を遵守することによる損失が大きく、違反することによる利益が大きいと判断し、過去にも法に背いた経験がある場合、ホワイトカラー犯罪が実行される可能性が高くなるのである。⁽³¹⁾

(3) 合理的選択理論に対する評価 行動経済学の隆盛も相まって、今日、犯罪学理論としての合理的選択理論に対する評価は高い。もちろん、「明確に意図があり、計算された行為である」ホワイトカラー犯罪の説明も、そこには含まれると考えられている。たしかに、ホワイトカラー犯罪の多くが、経済活動の中で行われてきた「行き過ぎた利益の追求」の結果であるとすれば、合理的選択理論は、そうした行為の説明になじみやすい。しかし、厳罰化が進んだ今日においても、ホワイトカラー犯罪が後を絶たないという現実には、犯罪者が合理的選択を行っているという前提に疑問を差し挟むのに十分である。⁽³²⁾ また、合理的選択理論には、コストやベネフィットが、どのように生じ、あるいは、なぜそれらが変化するかについての説明がないとの批判が有力に指摘されていることにも注目すべきであろう。⁽³³⁾

(1) 機会理論の位置づけ 合理的選択理論を前提としながら、犯罪者にとってコストよりもベネフィットが上回る機会（環境）が、犯罪の発生を左右すると解するのが機会理論である。機会理論は、こうした理解から、犯罪の発生を招く機会の剝奪（環境の改善）による犯罪予防の重要性を唱え、近時、大きな注目を集めている⁽³⁴⁾。機会理論の中でも、いち早く、ホワイトカラー犯罪の説明を試みていたのが、M・フェルソンの日常活動理論である⁽³⁵⁾。

(2) 日常活動理論の概要 日常活動理論では、①動機づけられた犯罪者、②適切な標的および③監視者の不在という三つの要素が同一の機会に存在していたときに、犯罪が発生すると説かれる。日常活動理論は、街頭犯罪の予防理論として注目を集めてきたが、フェルソンは、自らの著書『犯罪と日々の生活』⁽³⁶⁾（一九九四年）の中で、その適用範囲をホワイトカラー犯罪にまで広げることが可能であると主張した。

ただし、フェルソンは、そうした主張の前提として、ホワイトカラー犯罪という概念の曖昧さを指摘し、そうした犯罪を実行する者の特徴として、職務上の担当、専門、地位などによって犯罪の標的に特別にアクセスしていることから、「特別なアクセスの犯罪 (crime of specialized access)」と改称されるべきと述べる。そして、「特別なアクセスの犯罪」についても、行為者が個々の利益を追求するように動機づけられている以上、日常活動理論によって説明可能であると考えるのである⁽³⁷⁾。

(3) 「特別なアクセスの犯罪」への日常活動理論の適用 フェルソンによれば、特別なアクセスの犯罪に起因する損害は、具体的には、次の四つの方法でもたらされる⁽³⁸⁾。第一に、財産や記録の不正操作である。具体的には、①従

業者からの年金基金の詐取、②消費者への偽造商品の販売、③公共団体への公共事業の水増し請求、④会社財産の横領、⑤脱税などがこれに当たる。第二に、偽情報の利用である。ここには、①反抗的な従業員に対するスキャンダルのねつ造、②消費者への不当表示、③有価証券報告書への虚偽記載、④カラ出張による経費の不正請求、⑤破産詐欺などが含まれる。第三に、第三者の操作・利用である。具体的には、①従業員に対する裁判での偽証の強要、②小売業者への価格固定の強要、③政治家や公務員への贈賄、④取引先からのキックバックの受領、⑤取引先へのキックバックの供与などが想定されている。第四に、環境の危殆化である。ここでいう環境には、自然環境だけでなく、労働環境や生活環境も含まれ、①労働安全衛生の不備、②商品の危険性に関する説明の不足、③汚染物質の不法投棄、④安全管理業務の怠慢、⑤取引先への欠陥商品の販売などが当たる。

このように、フェルソンは、特別なアクセスの犯罪も、結局は、利己的な犯罪者の日常的な世界の中で実行されており、街頭犯罪などと統一的に把握することが可能であると考えている。フェルソンにとって、特別なアクセスの犯罪とは、犯罪の多様性を示す意義を有するものではあるが、けっして特別な類型ではないのである。⁽³⁹⁾

(4) 日常活動理論に対する評価 日常活動理論は、被害者化理論としての側面を有し、犯罪予防(被害者化予防)を展開する環境犯罪学へと結びつくが、そうした犯罪予防の観点からも、日常活動理論からのホワイトカラー犯罪の理論化は支持されている。たとえば、近時深刻化している金融機関における個人情報窃盗の発生メカニズムを説得的に説明し、その予防のために銀行が留意すべき従業員への情報管理策を提示することができるとされる。⁽⁴⁰⁾

ただし、日常活動理論に対しては、以下のような批判も加えられている。⁽⁴¹⁾ ①日常活動理論の中で考慮されない要因の中にも、重要なものが存在する。②日常活動理論に基づき設計される犯罪予防策は、人々の日常生活への過度な介

入につながりかねない、③日常生活理論の検証作業が十分になされておらず（主要な変数は、間接的に測定されているに過ぎない）、実証的な妥当性は、完全には確認されていない。

四 セルフコントロール理論

(1) セルフコントロール理論の概要 あらゆる犯罪について適用可能な一般理論の構築を図る観点から、ホワイトカラー犯罪理論の発展に大きく貢献したのが、社会的コントロール理論⁽⁴²⁾の提唱者であったT・ハーシーとM・ゴットフレッドソンによって示されたセルフコントロール理論である。ハーシーとゴットフレッドソンは、一九九〇年に上梓された著書『犯罪の一般理論⁽⁴³⁾』において、犯罪の原因をセルフコントロール（自己制御）の欠如・弱体に求める見解を提示した。この理論の概要は、①犯罪は、瞬時の欲望を満たしてくれる、②犯罪は、安易に、しかも単純に欲望を満たしてくれる、③犯罪は、刺激的でスリルがある、④犯罪は、相対的に見れば得るものが少ない、⑤犯罪は、技術や計画性を必要としない、⑥犯罪は、被害者に苦悩を与える、⑦犯罪は、即時的快楽の追求である、⑧犯罪は、犯罪と犯罪者の相互作用である、⑨犯罪は、いらいらからの解放であるという九点に要約される。つまり、セルフコントロール理論は、自己制御の弱い者は、衝動的で、鈍感で、近視眼的であり、犯罪の実行が可能な機会にめぐり合ったときに、これを抑えきれずに、実行してしまうと説くのである。⁽⁴⁴⁾

(2) ホワイトカラー犯罪へのセルフコントロール理論の適用 ハーシーとゴットフレッドソンは、セルフコントロール理論が、ホワイトカラー犯罪を含むあらゆる犯罪を説明することができる⁽⁴⁵⁾と説いた。すなわち、ホワイトカラー犯罪も、街頭犯罪と異なるところはなく、苦痛の回避と快楽の追求という目的を最小の努力で達成しようという動機

から犯されるものであり、とりわけ、ホワイトカラー犯罪に打ち勝つだけの自己制御能力を失ってしまったところに、その原因があると主張したのである。⁽⁴⁶⁾ 両者は、ホワイトカラー犯罪者には、そうした犯罪がもたらす長期的な観点でのコストを考慮することなく、金銭的な衝動を優先する傾向が見られるとも指摘した。⁽⁴⁷⁾ 換言すれば、社会的に高い地位にある者も、街頭犯罪に手を染める例は少なくないのであって、犯罪者が最終的にいかなる犯罪に走るのかは、自らがおかれた状況の下で、利用可能な犯罪の機会の数で決まるに過ぎないというのである（犯罪発生過程の分化的表出）。⁽⁴⁸⁾

(3) セルフコントロール理論の評価　セルフコントロール理論によるホワイトカラー犯罪の説明の試みは、大きな反響を呼び、その是非をめぐって激しい議論を喚起した。その中には、セルフコントロール理論を支持する見解も見られるが、⁽⁴⁹⁾ 他方では、厳しい批判も加えられた。たとえば、ハーシーとゴットフレッドソンは、ホワイトカラー犯罪を「裕福で、権力を有する者による犯罪」と定義するが、セルフコントロール理論のホワイトカラー犯罪への適用可能性を検証するに当たって引き合いに出す、詐欺、文書偽造、横領といった犯罪は、両者が言うホワイトカラー犯罪に該当しないのではないかとの指摘がなされた。⁽⁵⁰⁾ また、セルフコントロール理論は、違法行為に手を染める以前に、セルフコントロールを発揮し、ビジネスの世界で成功した者の行動をうまく説明できないとの批判や、⁽⁵¹⁾ 自己制御が欠如して犯罪を行ったすべての者には、あらゆる別の犯罪を実行する可能性があるというセルフコントロール理論の結論は、あまりにホワイトカラー犯罪の現実からかけ離れているといった批判も加えられた。⁽⁵²⁾⁽⁵³⁾

四 組織の構造や文化に着目した理論化の試み

サザランドによって口火を切られたホワイトカラー犯罪の理論化をめぐる研究は、当初、その多くが、一般理論や街頭犯罪に関する理論を、ホワイトカラー犯罪にも当てはめるといって実施された。しかし、一九七〇年代後半以降、ホワイトカラー犯罪の中でも、企業犯罪への関心が高まるにつれ、企業に固有の組織構造や組織文化に着目したホワイトカラー犯罪の特別理論を採る動きが台頭してきた。⁽⁵⁴⁾ 以下では、こうした動きの代表であるM・クリナーらの企業文化理論とD・ヴァーガンの逸脱の常態化論について考察を加えることにしたい。

一 企業文化理論

(1) 企業犯罪の実証的研究 M・クリナーは、R・クイニーとの共著『犯罪行為の体系・タイポロジー』⁽⁵⁵⁾（一九六七年）において、ホワイトカラー犯罪の中に、①個人が自らの利益のために、その職務の中で行う、または従業員によって、使用者に対して行われる犯罪である「職務上の犯罪（occupational crime）」と、②企業の従業員らによって、企業のために、あるいは、企業自身によって行われる犯罪である「企業犯罪（corporate crime）」という性質の異なる二種類の犯罪が含まれていることを指摘し、両者を分けて議論する必要性を説いた。この提案は、その後の企業犯罪研究の活性化へとつながり、当時、「見るべき成果がほとんどない」⁽⁵⁶⁾とさえ言われ、沈滞気味であったホワイトカラー犯罪の議論に大きなインパクトを与えた。

次に、クリナードは、P・イエガーと、主に一九七五年からの一年間のアメリカ合衆国における大企業四七七社に対する二五の連邦機関の行政法、民事法および刑事法上の諸活動を分析し、その成果を共著『企業犯罪』(一九八〇年)にまとめた。そこでは、①大企業の六〇%以上が、調査期間内に自らに対する何らかの訴訟を抱えていたこと、②逸脱がとくに顕著な企業は、起訴された企業(全体の約八%)の一三%にのぼり、それらの企業が行った犯罪が、全ての犯罪の五二%を占めていたこと、③大規模企業の違法行為が顕著で、しばしば取り沙汰される石油、薬品および自動車産業で、全違法行為の二分の一を占めていたこと、④四〇年以上前に、サザランドによって指摘されていた違法行為を行った企業への寛大な取り扱いが残存していたことなどが明らかにされた。⁽⁶¹⁾

(2) 企業文化理論の概要　そうした実態調査の結果を踏まえ、クリナードとイエガーは、企業犯罪の要因として、①組織の構造上、大企業でありながら、権限や責任が細分化されていること(組織構造)、②利益を追求する必要性に迫られていること(利益追求)、③企業を取り巻く環境が、違法行為に対して厳格さに欠けること(経済的・政治的環境)、④企業のロビー活動が強力であること(企業の政治力)、⑤違法行為が日常化した企業風土が醸成されていること(企業風土)、⑥業界全体として、違法行為が常態化していること(業界内での違法行為の流布)、⑦企業経営者が、企業の違法行為について、自己利益目的ではないといった正当化を図っていること(企業経営者)、⑧企業活動を規制する法令の不合理さや不公平さに、責任を転嫁させること(法違反への企業の抗弁)の八つの企業文化をあげた。⁽⁶²⁾

また、クリナードは、『企業倫理と犯罪』(一九八三年)において、一流企業五〇〇社を退職した中間管理職六四人へのインタビューの結果として、最高経営責任者をはじめとした管理職者らの姿勢が、企業文化に強い影響を及ぼすと指摘した。⁽⁶⁴⁾

(3) 企業文化理論に対する評価　クリナードらの研究は、ホワイトカラー犯罪研究に新たな枠組みをもたらし、それまで欠けていた組織体としての企業の違法行為に関する本格的な実態調査を初めて実施したことから、「サザランド自身の研究以来、最も野心的で、包括的な研究」⁽⁶⁵⁾、「ホワイトカラー犯罪研究のルネッサンス」⁽⁶⁶⁾などと評されている。しかし、①研究の前提となる「企業犯罪」の定義が曖昧であること⁽⁶⁷⁾、②過去の犯罪学における同種の研究成果との関係が不明確であること⁽⁶⁸⁾、③企業文化として示された各要因の間の相互関係が放置されていること⁽⁶⁹⁾、④説得的な理論モデルが提示されていないこと⁽⁷⁰⁾などの批判も加えられている。

二 D・ヴォーンの逸脱の常態化論

(1) 逸脱の常態化論の概要　組織文化の影響に着目し、企業による逸脱行為の理論化を図ったのが、D・ヴォーンの逸脱の常態化論である。ヴォーンは、『チャレンジャー号打上げの決断』⁽⁷¹⁾（一九九六年）において、一九八六年にアメリカ合衆国フロリダ州で起こったスペースシャトル・チャレンジャー号爆発事故の原因に関する検証を行った。事故後に立ち上げられた事故調査に関する大統領委員会では、七名の乗組員の命を奪った爆発事故の原因として、固体ロケットブースターの接続部に取り付けられた部品（リング）が低温下で柔軟性を失い、ブースターから漏れ出した高圧高温の燃焼ガスが燃料タンクに悪影響を与えたためと結論づけられた。また、そうした悲劇を招いた一因として、しばしば、①財政が厳しくなった一九八〇年代に、莫大なコストを要するスペースシャトル計画を継続するため、政府や議会によってNASAや関連企業に、コストや効率性についての数値目標が設定され、これを遵守し、計画通りに発射計画を成功させなければならないプレッシャーをかけられるようになったことや、②技術的・科学的な

文化と併存する形で、生産の文化 (culture of product) が台頭する中で、NASAや固体ロケットの製造元であるサイオコル社が、スケジュールに固執するあまり、安全性を軽視し、リングの危険性に関する情報を覆い隠す「背徳的な計算 (amoral calculation)」を協同で行ったことが指摘されてきた。

これに対して、ヴォーンは、スペースシャトル計画では、生産の文化によって技術的文化が浸食され、数値の目標やスケジュールの遵守といったプレッシャーがもたらされたが、そうした中で、事故につながったのは、危険の認識を中和してしまう「逸脱の常態化」がもたらされたからであると指摘した。つまり、リングを初めとする技術的な問題に直面する度に、関係者らは計画のスケジュールを維持するために、そうした技術的な問題から生じたリスクを、コントロール可能で、許容範囲内のものと判断し続け、その結果、組織内部では、次第に正常な判断ができない状態に陥り、そうした「逸脱の常態化」が、文化的確信や規範となり、そうして形成された「リスクを軽視する」規範に従って、チャレンジャー号の打ち上げが決定され、悲劇的な事故を招いたとしたのである。こうした指摘を踏まえて、ヴォーンは、「悲劇に対して責任があるのは、規則を破り、背徳的計算をした管理者ではない。順応にある」と説いた。⁽⁷²⁾

(2) 逸脱の常態化論に対する評価　ヴォーンが自らの研究を「過失の社会学 (society of mistake)」と名付けたように、彼女の研究は、悪意のないまま、法例違反が起こりうる状況が常態化した組織によって引き起こされる逸脱行為に着目し、その発生メカニズムに組織文化的な側面が大きな影響を及ぼすホワイトカラー犯罪の特殊性に切り込むことで、故意の犯罪を中心に行われてきた、それまでの犯罪学におけるホワイトカラー犯罪研究に一石を投じた。⁽⁷⁴⁾ただし、逸脱の常態化論によって説明できるのは過失犯に限られ、しかも、すべての組織的な過失がこの理論に当てはまるわけではないという点に、逸脱の常態化論の限界がある。⁽⁷⁵⁾

五 多元的要因に着目した統合的理論化の試み

近年、ホワイトカラー犯罪の理論化の試みにおいて、一つのトレンドとして有力化しているのが、多元的な要因の統合を図る試みである。⁽⁷⁶⁾ 以下では、その代表的な見解であるJ・コールマンの「競争文化における三要因統合理論」、J・ブレイスウェイトの再統合的シェーミング理論およびN・シヨバー、A・ホクステラーおよびT・アラレトの提示した選択としての犯罪理論について考察していきたい。

一 競争文化における三要因統合理論

(1) ホワイトカラー犯罪の三つの必須条件 多元的な要因を統合することによってホワイトカラー犯罪の理論的説明を試みるアプローチを比較的早い段階で提唱し、注目を集めたのが、J・コールマンの「競争文化における三要因統合理論」である。コールマンは、その著書『クリミナル・エリート』⁽⁷⁷⁾（一九八五年）において、①動機（motivation）、②倫理的抑制力の中和（neutralization of the ethical restraints）、および③機会という三つの必須条件がそろったことで、ホワイトカラー犯罪が生じるという見解を明らかにした。⁽⁷⁸⁾

このうち、①動機とは、犯罪に手を染める動機であり、金銭的利得への欲求、他者から成功者として見られたいという願望、すでに獲得したものを失う恐怖などのほか、企業の中では、上司の期待に応えることや同僚から仲間として認められることも含むとされた。これに対して、②倫理的抑制力の中和とは、犯罪を正当化し、犯罪に手を染める

動機の一部となるものであり、具体的には、「法が間違っているから」、「生き残るため」、「経済目標を達成するため」、「皆がしているから」、「正当な対価であるから」といったものがこれに当たる。そして、③機会とは、犯罪の機会（犯罪を實行できる状況の存在）であり、個人の属する職種、組織、業種によって異なるとされた。

(2) 競争の文化　コールマンは、ホワイトカラー犯罪の場合には、これら三つの必須条件のうち、①動機が、競争の文化 (culture of competition) の中で育まれる傾向にあると指摘した。富と成功に対する崇拜や貧困に対する偏見が、人々を成功へと駆り立て、その実現が適法には困難な場合に、不正な手段を使うこともいとわせないと言いたのである。また、そうした競争の文化の影響は、個人だけにとどまらず、企業組織、社会構造、文化など、多様なレベルで生み出され、あるいは育まれると論じられた。

(3) 競争文化における三要因統合理論の評価　コールマンは、競争文化における三要因統合理論を提唱することで、早い時期から、複雑で多様なホワイトカラー犯罪の理論化において、多元的な要因を統合する必要性を指摘し、ホワイトカラー犯罪研究の発展に寄与したと評価できよう。しかし、その一方において、統合理論が、どの程度、ホワイトカラー犯罪を説明できているのか、必ずしも明らかでなく、多元的な要因が、それぞれ、どのように作用しているか測定したり、統制したりすることが、現実には不可能に近いとの指摘がなされていることにも留意が必要である。⁽⁸⁰⁾

二 ブレイスウェイトの再統合的シェーミング理論

(1) 再統合的シェーミング理論の意義　サザランドによって提唱された分化的接触理論の流れを汲む社会過程ア

ブローチから、犯罪学理論の構築を試みたのが、オーストラリアの犯罪学者J・ブレイスウエイトである。その主たる対象として街頭犯罪を念頭において提示された「再統合的シエーミング理論 (reintegrative shaming theory)」であるが、ブレイスウエイトは、この理論が、ホワイトカラー犯罪に対しても適用可能であると論じた⁽⁸¹⁾。

ここでいう再統合的シエーミングとは、「多様な言語的または非言語的文化形態で行われ得る不承認の現れ⁽⁸²⁾」であり、「羞恥心を喚起された当事者の中に悔恨を促すような意図や効果をもつ、非難を表現するあらゆる社会的プロセスを意味するとともに、羞恥心の喚起を意識するようになる他者による非難を表現するあらゆる社会的プロセスを意味する⁽⁸³⁾」とされた。

(2) 再統合的シエーミング理論による従来の犯罪学理論の統合 ブレイスウエイトは、再統合的シエーミング理論によって、これまでに提唱されてきた複数の有力な犯罪学理論を統合できると考えた⁽⁸⁴⁾。まず、ラベリング理論において、犯罪者としてのステイグマの付与が、犯罪の再生産や増加につながるとされてきた点について部分的に肯定しつつ、他方で、ステイグマの付与が犯罪を減少させると説き、それこそが、再統合的シエーミングであると主張した。もちろん、犯罪を増加させるステイグマの付与(ラベリング)においても羞恥心が喚起される可能性はあるが、そこでの羞恥心が、犯罪者である自身の自己確認や社会からの排除につながるのに対して、再統合シエーミングにおける羞恥心は、犯罪者の悔悟から謝罪・賠償へとつながり、これを受けた社会による犯罪者の再統合へと結びつく点で異なるとされた⁽⁸⁵⁾。そして、こうしたラベリング理論との関連性は、副次文化理論にもつながるともされた。つまり、再統合的シエーミングのプロセスに受け入れられなかった犯罪者が、自らを排除した社会に敵対感情を抱き、これとは異なる価値観が支配する副次文化の中で、羞恥心の中和を図ると説かれたのである⁽⁸⁶⁾。また、再統合的シエー

ミング理論には、学習理論の知見も取り入れられた。最も影響力を有する学習理論の一つであるサザランドの分化的接触理論では、私的集団の中で、犯罪行為が学習されると考えられているが、ブレイスウエイトは、私的集団において、シェーミングも学習されると説いた。⁽⁸⁷⁾さらに、こうした理解を前提にした場合、再統合的なシェーミングのための社会的プロセスとして、コントロール理論が強調する家族や社会との絆の重要性が再認識されることになるとも指摘された。⁽⁸⁸⁾加えて、失業や進学の失敗によって、合法的な機会を閉ざされた者は、自らの属するコミュニティを否定することで、喚起された羞恥心により負った心の傷を和らげようとするという点で、間接的ではあるが、機会理論も、再統合的シェーミング理論とつながるとされた。⁽⁸⁹⁾

ブレイスウエイトによれば、行為者が、最終的に、犯罪を行うかどうかは、どちらが自らの所属する組織や国家からのシェーミングを回避できるかという観点から決定されることになる。しかも、こうした再統合的シェーミングの影響は、組織レベルと個人レベルの両方に及ぶ。⁽⁹⁰⁾したがって、人々が、学習の結果として、羞恥心を喚起されることを回避したいと強く欲し、組織が、そうした羞恥心が喚起されるのを隠蔽という方法で回避しようとする副次文化を容認する中では、羞恥心は、犯罪の促進要因としての効果を発揮することになる一方で、羞恥心の喚起を、その原因の発生を防止するによって回避しようとする副次文化の下では、犯罪の抑制要因となると説かれた（その意味で、「羞恥心」とは、「諸刃の剣」であると、ブレイスウエイトは指摘した）。⁽⁹¹⁾ここから、ブレイスウエイトは、企業犯罪が許容されない文化をつくりあげることこそが、優先的な企業犯罪の統制手段であり、そのために、羞恥心を喚起するというインフォーマルな統制プロセスが効果的であると⁽⁹²⁾し、さらに、犯罪が実行されたとしても、羞恥心の喚起が、悔悟へとつながり、犯罪者による謝罪や償いへと結びついた場合には、社会も、犯罪者を排除せず、再統合すべきと説いた。⁽⁹³⁾

(3) 再統合的シェーミング理論に対する評価　ブレイスウエイトの再統合的シェーミング理論に対しては、犯罪の予防にとつて有効なのは、重い刑罰でなく、コミュニティ内での再統合的な羞恥心の醸成であるとの主張が、刑罰の抑止効果を高めるために、厳罰化の必要性を説く「正義モデル」の刑罰論に対するアンチテーゼとして高い評価を受けている⁽⁹⁴⁾。しかし、その一方では、①再統合的シェーミング理論では、犯罪者が最初に犯罪に手を染める理由が明らかでない⁽⁹⁵⁾、②恥とは、インフォーマルな社会統制の一環に過ぎない⁽⁹⁶⁾、③恥のプロセスが、あらゆる場面で、家族内と同様に機能し、犯罪者が、後悔し、道義的な非難に反応することを期待するのは非現実的である⁽⁹⁷⁾、④理論を検証できない⁽⁹⁸⁾、などの批判が加えられてきた。

三 選択としての犯罪理論

(1) 選択としての犯罪理論の概要　最新の統合理論の一つで、「最も洗練されていて、ホワイトカラー犯罪を包括的に説明できる⁽⁹⁹⁾」との評価を受けているのが、N・シヨバー、A・ホクステラーおよびT・アラレトの提示した選択としての犯罪の理論(theory of crime-as-choice)である。同理論に関して、シヨバーらは、なお、確立していないホワイトカラー犯罪の定義について、その多くが、威迫や暴力の使用を成立要件とする街路犯罪に対して、隠蔽、欺瞞または狡猾さの使用を成立要件とするという性質に着目してホワイトカラー犯罪を把握した場合⁽¹⁰⁰⁾、そうした犯罪の説明として、環境、組織および個人という三つのレベルから犯罪の要因にアプローチすることが妥当であると説いた。シヨバーらは、これまでの多数のホワイトカラー犯罪研究を涉獵した上で、ホワイトカラー犯罪の要因として、環境レベルでは、たとえば、アメリカ合衆国の証券取引委員会(SEC)が、企業の時価会計の報告手続を電子化する

ことで、企業にとって利益の水増しを行いやすい状況が作り出されてしまったように、当事者にとって魅力的な取決めや状況（誘惑 (Temptation)）の存在や、フィンランドで、経済的な誘惑の監視を強化するために実施され、劇的にホワイトカラー犯罪を減少させた政府のアクションプランのように、機会を提供する規模を左右する監視 (oversight) の欠如をあげた。⁽¹⁰⁾

また、組織レベルでは、①成績のプレッシャー、②組織の自制と内部監視の強さ、③犯罪を促進する組織文化、④法令の遵守が組織的な価値ではないことを暗に示す経営者および管理職者の行動、⑤外部監視の信頼性に関する広く共有されている信頼の五つを、ホワイトカラー犯罪の実行の選択に大きな影響を与える要因として列挙した。⁽¹¹⁾

さらに、環境要因と組織要因が同じ状況でも、犯罪を行う者と行わない者がいることから、個人レベルの要因の重要性を指摘する。なかでも、これまでの研究成果を踏まえて、ホワイトカラー犯罪者は、個々の行為者が受けているプレッシャー（ノルマや目標の達成など）や犯罪が発覚したときの不利益の大きさ（刑罰など）などを考慮して選択していると主張した。また、①倫理的柔軟性 (ethical flexibility)、②耐性 (resilience)、③刺激追求 (sensation-seeking)、④自制 (self-restraint)、⑤傲慢心 (arrogance) および⑥特権意識 (entitlement) の六つに代表される個人の資質が、環境レベルや組織レベルの要因と相互作用して、犯罪を行うかどうかの選択に影響を与えたとした。たとえば、容易に達成できない結果を実現するプレッシャーにさらされた者が、犯罪を選択する可能性は、その者の倫理感によって左右される。そうしたプレッシャーが続く場合は、これを制御する耐性がなければ、次第に、犯罪を選択する可能性は高まっていく。たとえば、犯罪の実行にリスクが伴うとしても、刺激追求の傾向が強ければ、そうしたリスクは犯罪を實行しない意思決定の要因とはならない。また、自制の欠如は、短絡的に利益を求め、犯罪に走る傾向を高める。さら

に、傲慢さや特権意識は、前者は、自らの行為だけは発覚しなかったり、発覚しても、犯罪とは評価されなかったりすると認識しているため、後者は、法によって目的の達成を妨げられない特権を有すると認識しているため、犯罪の実行を選択する方向に作用する。こうした個人的資質の要因は、会社内で同僚から支持を得た場合のように、社会的影響によっても左右される⁽¹⁰⁾。

(2) 選択としての犯罪理論に対する評価　選択としての犯罪理論は、「犯罪は、最終的に犯罪者自身の判断・選択によって実行されている」という理解を出発点としながらも、同様の理解に立つ合理的選択理論に対して向けられてきた「犯罪を実行するという判断は合理的である」という主張への抵抗感やその選択に至るまでに影響を与えた社会的要因が無視されているという批判に応えることを企図したものである。ここから、前述のように、この理論は、「最も洗練されていて、ホワイトカラー犯罪を包括的に説明できる」との評価も受けている。しかし、やはり、ここでも、複数の要因の相互関係や比重が必ずしも明確でなく、理論の妥当性について検証ができないという他の多元的アプローチにも向けられてきたのと同様の批判が加えられることになろう。

六　結びに代えて——効果的なコンプライアンス体制の内実への示唆を求めて——

以上の考察から明らかなように、これまでさまざまな提唱され、その妥当性につき議論を巻き起こしてきたホワイトカラー犯罪に関する犯罪学理論のいずれか一つだけが「正解」として承認されているわけではない。とりわけ、犯罪学の中でも、今回の考察の対象とした社会学的なアプローチにとっては、理論化を試みる主眼は、社会に現実に

存在する逸脱現象である犯罪をいかに合理的に説明するかという点にあり、必ずしも、その原因を突き止め、対策を講じることが目指されているわけではない。本稿で取り上げたホワイトカラー犯罪を理論化する試みの多彩さは、ホワイトカラー犯罪を、どのような視点から、どのような点に着目して理論化するかというスタンスの違いを反映したものと理解することが妥当であろう。したがって、今後も、新しい視点から、ホワイトカラー犯罪の新たな性質に着目する理論化の試みが登場したり、これまでの視点や着目点を組み合わせて理論化する試みが登場したりするものと思われる。その意味で、ホワイトカラー犯罪の犯罪学理論をめぐる議論は、現在進行形で発展を続けているといえよう。

ただし、少なくとも、企業犯罪や企業不祥事の防止にとって効果的なコンプライアンス体制の内実という観点からは、これまでの犯罪学の成果からも、十分、有意義な示唆を得ることができよう。もちろん、より具体的な検討には、各企業で導入されているコンプライアンス体制の内容についての検証が必要であろうし、こうしたアメリカ合衆国などで提唱されてきたホワイトカラー犯罪の理論が、日本のホワイトカラー犯罪の説明にも当てはまるかも検証しなればならない。しかし、現段階においても、これまでの犯罪学の成果から、企業の組織内で生じるホワイトカラー犯罪の防止には、個人の意思とそうした意思に影響を及ぼす組織文化の両面に、コンプライアンスへの鍵が存在することを読み取ることができよう。

このうち個人の意思への働きかけでは、日常的に、各個人に対して、違法行為を中和・正当化させない価値観を徹底することが求められよう。また、複数の理論は、個人の意思への働きかけの鍵が企業トップの姿勢にあることを指摘している。これまで、企業トップが法令を遵守するのは当然の前提であって、加えて、コンプライアンスを尊重し

た企業活動ができているかを監視する責任を有することが強調されてきた。しかし、今回の考察からは、当然の前提であったはずの事柄が、いつのまにか形骸化し、あるいはないがしろにされていないか、企業トップが自らの姿勢を常に顧みる重要性が浮かび上がってくる。

他方、組織文化に関しては、違法な手段も厭わない利益至上主義をばらまけることが許されないのは言うまでもないが、日頃は、コンプライアンスを徹底しているとしても、例外的な状況（企業の経営が悪化し、このままでは多くの従業員やその家族が路頭に迷うといった状況）でなら、違法行為も許されるというダブルスタンダードが知らぬ間に形成されているようなことも見逃してはならない。また、企業犯罪や企業不祥事の少なくない割合が、関係者の過失によって発生している現実を踏まえれば、ヴォーンの指摘する「逸脱の常態化」を招いていないかをチェックできることも、コンプライアンス体制にとって重要となろう。

では、こうした示唆を、コンプライアンス体制の構築に当たって、どのように反映していくべきなのか。それは、今、各企業が整備しているコンプライアンス体制の内容をどのように変更することを意味するのか。これらの課題に取り組むためには、企業のコンプライアンス体制が、具体的にどのような内容となっているのか、その現状を踏まえる必要がある。したがって、こうした課題に取り組む作業は、他日に期すこととしたい。

故伊藤康一郎先生には、大学院生時代からお世話になってきた。学会などでお会いした際に、浅学を顧みず、その時々に関心で、さまざまな犯罪学に関する質問を投げかける私に、丁寧にご答えてくださった先生のアメリカ合衆国の犯罪学に関する深い造詣には、いつも感服するばかりだった。そんな先生にもう教えを乞えないとは忸怩たる思いである。これからは、先生に少しでも近づけるように、犯罪学の研究にも取り組んでいきたい。そうした意を強くもつ

た最初の成果である本稿を、生前のご厚誼への感謝の意を込めて、先生の追悼号に寄稿させていただく。

- (1) Edwin H. Sutherland (1940). "White-Collar Criminally." *American Sociological Review* 5(1): pp. 1-12. See also, David O. Friedrichs, Isabel Schoultz and Aleksandra Jordanoska (2018). *Edwin H. Sutherland*. New York, NY: Routledge: pp. 62-64; Gilbert Geis (1992). "White-Collar Crime: What Is It?" In Kip Schlegel and David Weisburd eds., *White-Collar Crime Reconsidered*. Boston, MA: Northeastern University Press: p. 32.
- (2) Edwin H. Sutherland and Donald R. Cressy (1939). *Principles of Criminology*, 3rd ed. Chicago, IL: J. B. Lippincott.
- (3) 分化的接触理論については、平令元章「分化的接触論」の再検討—少年犯罪の変容—福岡大学人文論叢三九巻四号（二〇〇八年）一一二頁。
- (4) Edwin H. Sutherland (1949). *White-Collar Crime*. New York, NY: Holt（本書の邦訳として、E・H・サザランド〔平野 竜一・井口浩二訳〕『ホワイト・カラーの犯罪—独占資本と犯罪』（岩波書店、一九五五）がめあ）。
- (5) Edwin H. Sutherland (1983). *White-Collar Crime: The Uncut Version*. New Heaven, CT: Yale University Press: pp. 240-255. See also Edwin H. Sutherland and Donald R. Cressy (1960). *Principles of Criminology*, 6th ed. Chicago, IL: J. B. Lippincott: pp. 75-76 (E・H・サザランド／D・R・クレメンシー〔平野龍一・所一彦訳〕『犯罪の原因〈刑事学原論I〉』（有信堂、一九六四）六四—六六頁）。
- (6) Sutherland, *op. cit.* n. 5: pp. 233-34.
- (7) Sutherland, *op. cit.* n. 5: pp. 9-10.
- (8) Gilbert Geis and Colin Goff (1982). "Edwin H. Sutherland: A biographical and Analytical Commentary." In Gilbert Geis, *On White-Collar Crime*. Lexington, MA: D. C. Heath and Company: p. 185; George B. Vold, Thomas J. Bernard and Jeffery B. Snipes (2002) *Theoretical Criminology*. New York, NY: Oxford University Press: p. 174.
- (9) E. g. Marshall B. Clinard (1952). *The Black Market: A Study of White-Collar Crime*. New York, NY: Reinhert.
- (10) Sheldon Glueck (1956). "Theory and Fact in Criminology: A Criticism of Differential Association Theory." *British Journal*

- of *Criminology* 7: p. 94.
- (11) Marshall B. Clinard (1946). "Criminological Theories of Violation of Wartime Regulation." *American Journal of Sociological Review* 11: pp. 258-270; John Braithwaite (1989). *Crime, Shame and Reintegration*. New York, NY: Cambridge University Press: p. 37.
- (12) David O. Friedrichs (2009) *Trusted Criminals: White Collar Crime in Contemporary Society*, 4th ed. Belmont, CA: Wadsworth: p. 5.
- (13) James William Coleman (1992). "The Theory of White-Collar Crime From Sutherland to the 1990s." In Kip Schlegel and David Weisburd eds., *White-Collar Crime Reconsidered*. Boston, MA: Northeastern University Press: p. 56. ただし、この点に関しては、サザランドも認識しており、個人が犯罪に引き込まれるプロセスという見地から犯罪を説明する分化的接触理論を補完するものとして、社会的な見地から犯罪を説明する社会解体 (social disorganization) 論を展開した。そこでは、ホワイトカラー犯罪も、他の犯罪と同様に、社会的秩序が解体し、犯罪への抵抗が弱い集団に伝播しやすくなると説き、そうした社会秩序の解体は、①それまでの支配的価値が衰退し、新たな規範も確立していないため、個人や組織が依拠すべき行動基準をもたなくなった「アノミー (anomie)」の状況 (たとえば、一九三〇年代後半以降のアメリカ合衆国では、市場への介入を否定する自由市場主義を徹底すべきとの考えは、現実には放棄されていたが、これに代わる新たな価値を確立できていない状況)、または②特定の社会の内部において、利害が対立する組織の間で価値葛藤が激しく対立した状態 (たとえば、財界が、法違反に対応するための強固な組織を有しているのに対して、政界が、同様には組織化されていないため、協定やロビー活動など、財界が主導権を握って、価値が形成される状況) であると論じた (Sutherland, *op. cit.* n. 4, pp. 255-257.)。
- (14) Robert Merton (1938). "Social Structure and Anomie". *American Sociological Review* 3: 672-682; Robert Merton (1968). *Social Theory and Social Structure*. New York, NY: Free Press.
- (15) 瀬川晃『犯罪学』(成文堂、一九九八)八五―八七頁。また、井上眞理子「少年非行の臨床社会学」奈良学園大学紀要六号 (二〇一七) 一〇―二三頁も参照。
- (16) このほか緊張理論からホワイトカラー犯罪の説明を試みるものとして、Deborah Vidaver Cohen (1995). "Ethics and

- Crime in Business Firms: Organizational Culture and the Impact of Anomie." In Freda Adler and William S. Laufer eds., *The Legacy of Anomie Theory: Advances in Criminological Theory vol. 6*. New Brunswick, NJ: pp. 183–206; Elin Waring, David Weisburd and Ellen Chayet (1995). "White-Collar Crime and Anomie." In Freda Adler and William S. Laufer eds., *The Legacy of Anomie Theory: Advances in Criminological Theory vol. 6*. New Brunswick, NJ: pp. 207–225; Nikos Passas (1990). "Anomie and White-Collar Crime." In Francis T. Cullen and Pamela Wilcox eds., *Encyclopedia of Criminological Theory*. Thousand Oak, CA: pp. 56–58; Diane Vaughan (1997). "Anomie Theory and Organizations: Culture and the Normalization of Deviance at NASA." In Nikos Passas and Rbert Agnew eds., *The Future of Anomie Theory*. Boston, MA: pp. 95–123.
- (17) Robert Agnew, Nicole Leeper Piquero, and Francis T. Cullen (2009). "General Strain Theory and White-Collar Crime." In Sally S. Simpson and David Weisburd eds., *Criminology of White-Collar Crime*. New York, NY: Springer: pp. 38–48.
- (18) Agnew, Piquero, and Cullen, *op. cit.* n. 17: pp. 49–54.
- (19) Gary S. Green (1990). *Occupational Crime*. Chacago, IL: Nelson-Hall: p. 77.
- (20) Tony G. Poveda (1994). *Rethinking White-Collar Crime*. Westport, CT: Praeger: p. 89.
- (21) Donald R. Cressey (1953). *Other People's Money: A Study in the Social Psychology of Embezzlement*. Glencoe, IL.: Free Press.
- (22) Donald R. Cressey (1952). "Application and Verification of the Differential Association Theory." *Journal of Criminal Law, Criminology, and Plice Science* 43: pp. 43–52.
- (23) Cressey, *op. cit.* n. 21: p. 30.
- (24) Donald R. Cressey (1950). "The Criminal Violation of Financial Trust." *American Sociological Review* 15: p. 743.
- (25) Joseph T. Wells (2011). *Corporate Fraud Handbook: Prevention and Detection*. 3rd ed. Hoboken, NJ: John Wiley & Sons: pp. 7–14.
- (26) Michael L. Benson, Tamara D. Madensen and John E. Eck (2009). "White-Collar Crime from an Opportunity Perspective." In Sally S. Simpson and David Weisburd eds., *The Criminology of White-Collar Crime*. New York, NY: Springer: p. 184.

- (27) 瀬川・前掲注(15)一二四—一二五頁。
- (28) Richard A. Posner (1985), "An Economic Theory of Criminal Law," *Columbia Law Review* 85; Gary S. Becker (1978), *The Economics Approach to Human Behavior*, Chicago, IL: University of Chicago Press; pp. 39–86; Gary S. Becker and Guity Nashat Becker (1998), *The Economics of Life Form Baseball to Affirmative Action to Immigration, How Real-World Issues Affect Our Everyday Life*, New York, NY: McGraw Hill Company; pp. 133–144.
- (29) James Q. Wilson (1983), "Thinking about Crime: The Debate over Deterrence," *Atlantic Monthly* 252(3): pp. 72–88; James Q. Wilson (1975), *Thinking about Crime*, New York, NY: Basic Books.
- (30) Raymond Paterson and Sally Simpson (1993), "A Rational Choice Theory of Corporate Crime". In Ronald V. Clarke and Marcus Felson eds., *Routine Activity and Rational Choice: Advance in Criminological Theory vol. 5*, New Brunswick, NJ: pp. 47–48.
- (31) Richard Paternoster and Sally Simpson (1996), "Sanctions Threats and Appeals of Morality," *Law & Society Review* 30, pp. 549–583 (企業犯罪に合理的選択理論をアプローチし、法執行機関の組織そのものと組織内の意思決定権者への働きかけが、両方とも抑止効果を発揮することを主張するが、他方で、合理的選択は、道徳的判断の制約を受けることから、企業倫理の要請も、企業犯罪に対する効果的な社会統制方法であると説く)； Sally S. Simpson and Nicole Leeper Figuero (2002), "Low Self-Control, Organizational Theory, and Corporate Crime," *Law & Society Review* 36, pp. 509–547.
- (32) D・ワイズバードらは、一九七六年度から一九七八年度に連邦法違反で有罪判決を受けたホワイトカラー犯罪者の記録をもとに実施した犯罪歴研究の結果、予想以上に再犯率が高く、厳罰の抑止効果も見出せないとして、犯罪者の合理的選択に疑問を呈する (David Weisburd, Ellen F. Chayet and Elin J. Waring (1990), "White-Collar Crime and Criminal Careers: Some Preliminary Findings," *Crime and Delinquency* 36, pp. 342–355.)。また「ブレインスウィートは、多くの人々に「犯罪は考えられないものとなっており、法を遵守すべきかどうかを判断するに当たって、そのコストとベネフィットを合理的に比較考慮しなくてはならぬ」と説く (Braithwaite *op. cit.* n. 11: p. 71)。
- (33) Gilbert Geis (2007), *White Collar and Corporate Crime, Upper Saddle River, NJ: Pearson Education*: p. 171.
- (34) Michael L. Benson, Tamara D. Madensen and John E. Eck (2009), "White-Collar Crime from an Opportunity Perspective,"

- In Sally S. Simpson and David Weisburd eds., *The Criminology of White-Collar Crime*. New York, NY: Springer: pp. 175-193. Michael Benson and Sally S. Simpson (2018). *White-Collar Crime: An Opportunity Perspective*, 3rd ed. New York, NY: Routledge.
- (35) 機会理論の中で、もっとの有力な理論として、R・タラータらによって体系化された状況的犯罪論 (situational crime prevention) を取り入れるべきである (Ronald V. Clarke (1983). "Situational Crime Prevention: Its Theoretical Basis and Practice Scope." In Michal Tonry and Noval Morris eds., *Crime and Justice: An Annual Review*. Chicago, IL: Chicago University Press.)。状況的犯罪予防論から、ホワイトカラー犯罪にアプローチした近時の文献として、Tamara D. Madensen (2016). "Opportunities for White-Collar Crime." In Shanna R. Van Slyke, Michael L. Benson and Francis T. Cullen, *The Oxford Handbook of White-Collar Crime*. New York, NY: Oxford University Press. 参照。
- (36) Marcus Felson (1994). *Crime and Everyday Life*. Thousand Oaks, CA: Pine Forge.
- (37) Marcus Felson (2002). *Crime and Everyday Life*, 3rd ed. Thousand Oaks, CA: Pine Forge: p. 98.
- (38) Felson, *op. cit.* n. 37: p. 100.
- (39) Felson, *op. cit.* n. 37: p. 103.
- (40) Ken W. Balusek (2007). "Routine Activities and White-Collar Crime." In Jurg Gerber and Eric L. Jensen eds., *Encyclopedia of White-Collar Crime*. Thousand Oaks, CA: Sage: pp. 254-255.
- (41) 瀬川・前掲注(15)一三六―一三七頁。
- (42) これに対して、社会的コントロール理論からホワイトカラー犯罪の説明を試みるものとして、Joost H. R. van Onna and Adriaan J. M. Denkers (2018). "Social Bonds and White-Collar Crime: A Two-Study Assessment of Informal Social Controls in White-Collar Offenders." *Deviant Behavior* (online) <https://doi.org/10.1080/01639625.2018.1472936> (last visited Sept. 18, 2018).
- (43) Michael R. Gottfredson and Travis Hirschi (1990). *General Theory of Crime*. Stanford, CA: Stanford University Press (本書の邦訳として、マイケル・R・ゴットフレッドソン／トラビス・ノーシー〔松本忠久訳〕『犯罪の基礎理論』〔文響堂、一九九六〕がある)。

- (44) Gottfredson and Hirschi, *op. cit.* n. 43: p. 85-120. セルフコントロール理論について紹介する邦語文献として、藤野京子「セルフコントロールの概念をめぐって」早稲田大学院文学研究科紀要五八号(二〇一二)二一—三四頁、上田光明「犯罪学におけるコントロール理論の最近の展開と主な論争点の検討」犯罪社会学研究三三二号(二〇〇七)一三四—一四五頁、斉藤豊治「ホワイトカラー犯罪の原因と犯罪学理論」『中山研一先生古稀祝賀論文集・第2巻—経済と刑法』(成文堂、一九九七)七六—九九頁参照。
- (45) Travis Hirschi and Michael R. Gottfredson (1989), "Significance of White-Collar Crime for a General Theory of Crime." *Criminology* 27: pp. 359-371.
- (46) Travis Hirschi and Michael R. Gottfredson (1987), "Cause of White-Collar Crime." *Criminology* 25: pp. 958-967.
- (47) Gottfredson and Hirschi, *op. cit.* n. 43: p. 191.
- (48) Gottfredson and Hirschi, *op. cit.* n. 43: pp. 195-196; Hirschi and Gottfredson, *op. cit.* n. 46: pp. 954-955.
- (49) ホワイトカラー犯罪に關して「セルフコントロール理論」を支持する「セルフ」 Lynn Langton, Nicole Leeper Piquero & Richard C. Hollinger (2006), "An Empirical Test of the Relationship between Employee Theft and Low Self-Control." *Deviant Behavior* 27: pp. 537-565; Roy V. Lewis (2002), *White-Collar Crime and Offenders: A 20-Year Longitudinal Cohort Study*. Lincoln, NE: iUniverse; Simpson, S., & Piquero, N. L. (2002), "Low Self-Control, Organizational Theory, and Corporate Crime." *Law & Society Review* 36: pp. 509-539; Gary E. Reed and Peter C. Yeager (1996), "Organizational Offending and Neoclassical Criminology: Challenging the Reach of a General Theory of Crime." *Criminology* 34: pp. 357-382; .
- (50) Darrell Steffensmeier (1989), "On the Cause of White-Collar Crime: An Assessment of Hirsch and Gottfredson's Claims." *Criminology* 27: pp. 347-348.
- (51) Steffensmeier, *op. cit.* n. 50: p. 354; Michael Benson and Elizabeth Moore (1992), "Are White-Collar and Common Offenders the same?: An Empirical and Theoretical Critique of a Recently Proposed General Theory of Crime." *Journal of Research in Crime and Delinquency* 29: p. 266.
- (52) Kenneth Polk (1991), "Review of A General Theory of Crime." *Crime and Delinquency* 37: p. 578.
- (53) See also, Wayne Morrison (1991), "Review of A General Theory of Crime." *British Journal of Criminology* 31: 447.

- (5) M. David Ermann and Richard J. Lundman (1978). *Corporate and Governmental Deviance*. New York, NY: Oxford University Press; M. David Ermann and Richard J. Lundman (1978). "Deviant Acts by Complex Organizations: Deviance and Social Control at the Organizational Level of Analysis." *Sociological Quarterly* 19 (Winter): pp. 55-67; Laura Schragger and James F. Short (1978). "Toward a Sociology of Organizational Crime." *Social Problems* 25: pp. 407-419; Edward Gross (1980). "Organizational Structure and Organizational Crime." In Gilbert Geis and Ezra Stotland eds., *White-Collar Crime: Theory and Research*. Beverly Hills, CA: Sage: pp. 52-76.
- (5) Marshall B. Clinard and Richard Quinney (1973). *Criminal Behavior Systems: A Typology*. New York, NY: Holt, Rinehart, and Winston: p. 188.
- (5) Gilbert Geis and Robert F. Meier (1977). "Introduction." In Gilbert Geis and Robert F. Meier eds., *White-Collar Crime: Offences in Business, Political and the Professions*, revised ed. New York, NY: Atherton: p. 1.
- (5) Marshall B. Clinard and Peter C. Yeager (1980). *Corporate Crime*. New York, NY: The Free Press: pp. 237-231.
- (58) Clinard and Yeager. *op. cit.* n. 57: p. 113.
- (59) Clinard and Yeager. *op. cit.* n. 57: p. 116.
- (60) Clinard and Yeager. *op. cit.* n. 57: p. 119.
- (61) Clinard and Yeager. *op. cit.* n. 57: pp. 126-127.
- (62) Clinard and Yeager. *op. cit.* n. 57: pp. 43-72.
- (63) Marshall B. Clinard (1983). *Corporate Ethics and Crime: The Role of Middle Management*. Beverly Hills, CA: Sage.
- (64) Clinard. *op. cit.* n. 63: p. 89.
- (65) Neal Shover (1981). "Book Review of Corporate Crime." *Crime and Delinquency* 27: p. 556.
- (66) Frank E. Hagan (2016) *Introduction to Criminology: Theory, Methods and Criminal Behavior*. Thousand Oaks, CA: Sage: p. 300.
- (67) Shover. *op. cit.* n. 65: pp. 556-557.
- (68) Shover. *op. cit.* n. 65: p. 557.

- (69) 宝月誠『企業逸脱と社会統制の社会学的研究』（一九九二）二八頁。
- (70) Richard C. Hollinger (1982). "Book review: Corporate Crime." *Social Forces* 60: p. 1247.
- (71) Diane Vaughan (1996). *The Challenger Launch Decision: Risky Technology, Culture, and Deviance at NASA*. Chicago, IL: Chicago University Press.
- (72) Vaughan, *op. cit.* n. 71, p. 236.
- (73) Vaughan, *op. cit.* n. 71, p. 386.
- (74) Ronald C. Kramer (2010) "Vaughan, Diane: The Normalization of Deviance." In Francis T. Cullen and Pamela Wilcox eds., *Encyclopedia of Criminological Theory*. Thousand Oaks, CA: Sage: p. 979; Neal Shover and Andy Hochstedler (2006). *Choosing White-Collar Crime*. New York, NY: Cambridge University Press: p. 115.
- (75) See also, Eugene Rosa (1997). "Review of The challenger Launch Decisions: Risk Technology, Culture, and Deviance at NASA." *Social Forces* 75: p. 1493.
- (76) David O. Friedrichs (2010). "Integrated Theories of White-Collar Crime." In Francis T. Cullen and Pamela Wilcox eds., *Encyclopedia of Criminological Theory*. Thousand Oaks, CA: Sage: pp. 479-486. 犯罪学における統合理論台頭の動きについては、宝月誠『逸脱行為の生成に関わる諸要因―統合理論を求めて―』京都社会学年報九号（二〇〇一年）一一一―一八頁を参照。
- (77) James William Coleman (1985). *The Criminal Elite: Understanding White-Collar Crime*. NY: St. Martin's (本書の初版の邦訳書として、シエートム・コールマン〔板倉宏監訳〕『犯罪エリート』〔シムプリンガー・フェアラーク東京、一九九六〕かみね).
- (78) James William Coleman (1987). "Toward an Integrated Theory of White-Collar Crime." *American Journal of Sociology* 93: pp. 403-39; James William Coleman (2006) *The Criminal Elite: Understanding White-Collar Crime*. 7th ed. NY: Worth Publishers: pp. 193-233.
- (79) Poveda, *op. cit.* n. 20: p. 102.
- (80) Michael L. Benson and Sally S. Simpson (2018) *White-Collar Crime: An Opportunity Perspective*, 3rd ed. New York, NY: Routledge: p. 52.

- (18) Braithwaite *op. cit.* n. 11: p. 124
- (28) Braithwaite, *op. cit.* n. 11, at p. 340.
- (33) John Braithwaite (1989), *Crime, Shame and Reintegration*. New York, NY: Cambridge University Press. p. 100.
- (84) 鴨志田康弘「シモン・ブレイクスウェイト『恥と刑事司法』法律時報七四卷九号(二〇〇二)一〇二—一〇五頁、平谷元章「J・ブレイクスウェイトの修復的司法論」福岡大学人文論叢四六卷二号(二〇一四年)二一八—二二〇頁。
- (85) Braithwaite, *op. cit.* n. 11: pp. 16–21.
- (86) Braithwaite, *op. cit.* n. 11: pp. 21–27.
- (87) Braithwaite, *op. cit.* n. 11: pp. 34–38.
- (88) Braithwaite, *op. cit.* n. 11: pp. 27–31.
- (89) Braithwaite, *op. cit.* n. 11: pp. 31–34.
- (90) Braithwaite, *op. cit.* n. 11: pp. 125–127.
- (16) Braithwaite, *op. cit.* n. 11: p. at p. 340. See also, John Braithwaite and Toni Makkai, “Testing Expected Utility Model of Corporate Deterrence”, *Law & Society Review* 25: pp. 7–8.
- (92) Braithwaite, *op. cit.* n. 11: p. 54.
- (93) Braithwaite, *op. cit.* n. 11: pp. 152–186
- (94) Larry J. Siegel (2006). *Criminology*. 11th ed. Belmont, CA: Wadsworth: p. 285.
- (95) Don C. Gibbons (1991), “Book Review of Crime, Shame and Reintegration.” *Crime and Delinquency* 37: p. 581.
- (96) Christopher Uggen (1993), “Reintegrating Braithwaite Shame and Consensus in Criminological Theory.” *Law & Social Inquiry* 18: pp. 498–99.
- (97) Uggen, *op. cit.* n. 96: at p. 498.
- (85) John Minks (1990), “Book Review of Crime, Shame and Reintegration.” *British Journal of Criminology* 30: p. 521.
- (96) Anthony Walsh and Cordy Jorgensen (2018). *Criminology: The Essentials*. 3rd ed. Thousand Oak, CA: Sage Publications: p. 312.

- (90) Neal Shover, Andy Hochstetler, and Tage Aleleho (2013). "Choosing White-Collar Crime." In Francis T. Cullen and Pamela Wilcox eds., *The Oxford Handbook of Criminological Theory*. New York, NY: Oxford University Press: pp. 475–493.
- (101) Shover Hochstetler and Aleleho, *op. cit.* n. 100, pp. 479–83. See also, Neal Shover and Andy Hochstetler (2006). *Choosing White-Collar Crime*. New York, NY: Cambridge University Press: pp. 27–50.
- (102) Shover Hochstetler and Aleleho, *op. cit.* n. 100, p. 483.
- (103) Shover Hochstetler and Aleleho, *op. cit.* n. 100, pp484–489. See also, Shover and Hochstetler, *op. cit.* n. 101: pp. 51–129.

(同志社大学法学部教授)